

県民コメント制度に基づく結果の公表  
（改定埼玉県建築物耐震改修促進計画）について

平成30年に九都県市<sup>※1</sup>は、震災時の救命活動や物資輸送の円滑化に向け、連携して緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線（以下、「連携路線」という）を選定しました。

そこで埼玉県では、連携路線の沿道にある一定の建築物<sup>※2</sup>に耐震診断の義務付けを行うことにより耐震化を一層促進するため、埼玉県耐震改修促進計画を一部改定しました。

計画の一部見直しにあたっては、平成31年3月27日（水）から平成31年4月26日（金）の期間、県民コメント制度に基づき、県民の皆様には「埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定（素案）」の御意見を募集したところです。

その結果、2件の御意見・御提案をお寄せいただきましたので、寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び4都県並びに  
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の5政令市

※2 震災時、倒壊によって道路を閉塞する恐れがある昭和56年以前に着工した建築物

1 意見募集期間

平成31年3月27日（水）～平成31年4月26日（金）

2 意見の提出者数及び意見件数

2件（2名）

（内 訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	1人	1件
F A X	0人	0件
電子メール	1人	1件
広聴会	0人	0件
その他	0人	0件
合 計	2人	2件

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	0
すでに案で対応済みのもの	1
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	0
意見を反映できなかったもの	1
その他	0
合 計	2

4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県ホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/sokushinkeikaku-ichibukaitei.html>

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部建築安全課 震災対策・構造指導担当

TEL 048-830-5525 (直通)

FAX 048-830-4887

E-mail a5510-01@pref.saitama.lg.jp

## 「改定埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定（素案）」に対する 御意見と県の考え方

（反映状況の区分）

A：意見を反映し、案を修正した

B：既に案で対応済み

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	<p>県北部で関越道・国道17号・東北道を結ぶ道路（国道125号・140号の各一部路線）と秩父地域につながる道路（国道140号の一部路線）は、耐震診断を義務付ける路線に加えるべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	1	<p>本改定は耐震診断を義務付ける路線を計画に定め、耐震化をより早急に進めようとするものです。</p> <p>一方、耐震診断の義務付けは、所有者への負担となる一面があることから、埼玉県を含む関東の九都県市が災害時の広域輸送機能の確保に重要であるとした今回の路線に限らせていただいたものです。</p> <p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	D
2	<p>主要道路に面した建物について耐震性の強化を義務付けることにより、建物の倒壊等を防ぎ、災害時に緊急道路の確保を図ることは、人命財産等の被害を減少させ、公共の福祉に適合するので本案に賛成する。</p> <p>行政は耐震化費用の軽減等を強化し、耐震化の早期実施の啓発と周知を継続することにより、耐震化率向上の数値目標達成を図ることが必要である。</p> <p>県民は耐震化を積極的に実施して建物の倒壊等を防止することが自助であると同時に公助に繋がることを再認識する必要がある。</p>	1	<p>本計画における耐震化推進のため、所有者の費用負担を軽減すると共に、耐震化の早期実施の啓発等を継続してまいります。</p>	B
合 計		2		